

東日本大震災及び原子力発電所事故に係る 避難者支援に関する決議

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から5年が経過したが、未だ約17万人もの人々が避難生活を送り、このうち約5万人が故郷を離れ県外での避難を続けている。

被災地等では、災害公営住宅の整備や除染作業に取り組む中、県外避難者の帰郷が進む一方で、帰郷とは別の道を決断される動きも徐々に強まっている。

避難の仕方や避難者個々の事情が年月の経過とともに多様化していることに加え、避難者の生活再建に向けた具体的な将来像が示されていないことなどを受け、避難者支援を行う自治体等では、今後の支援の展望が描けずにいる。

国では、これまでも様々な支援策を講じてきているが、生活再建に向けた課題にこれまでも増してきめ細かく、被災者の声に寄り添った対応を検討し、長期化している避難生活の不安を払拭する必要がある。

よって、国においては、避難者をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対し、下記事項について、迅速かつ万全の対策等を講じるよう強く要請する。

記

- 1 「子ども被災者支援法(略称)」の理念に基づき、借上げ仮設住宅供用期間終了後の住宅支援や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な支援施策を推進すること。
- 2 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、適切な財政措置を講じること。

以上 決議する。

平成28年5月13日